

マイナンバー制度実務対応&改正派遣法対応セミナー

10月よりマイナンバーの通知が始まり、平成28年1月からはマイナンバー制度が施行されます。そのマイナンバーを事業者が取得、利用、保管を行うための様々な対策を、今から進めておく必要があります。そこで、今回のセミナーではマイナンバーの取扱いに際してガイドラインで求められる具体的対応策についてご説明いたします。

あわせて、9月30日に施行された派遣期間の制限を撤廃するなどとした、改正労働者派遣法について、法律改正のポイントや派遣労働者活用の事例等についてご説明いたします。

概要

第1部 マイナンバー制度実務対応について

マイナンバー制度では、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインが示されており、事業者が従業員等のマイナンバーを取り扱う際の適正な取扱いを確保するための具体的な事務が規定されています。今回のセミナーでは、マイナンバーの取得や利用、保管方法につき中小事業者に求められる安全管理措置の具体的対応策について、モデル規定、モデル書式等によりご説明いたします。

第2部 改正派遣法への対応について

9月30日に改正労働者派遣法が施行されました。今回は、派遣期間制限の撤廃や派遣労働者と派遣先の労働者の均衡待遇確保措置の強化、特定労働者派遣事業（届出制）と一般派遣労働者派遣事業（許可制）の区分を廃止し、すべての労働者派遣事業を許可制となるなどの改正が行われました。今回のセミナーでは、改正派遣法の内容および事業者が注意すべき点、効果的な派遣労働者の活用方法等についてご説明いたします。

講師 社会保険労務士 大石 浩氏

【日時】 平成27年11月11日（水）14時00分～16時00分 ※受付開始13時30分

【場所】 小田原箱根商工会議所 1階大ホール（小田原市城内1-21）

【定員】 100名（定員になり次第締切とさせていただきます）

【お申込】 FAX（0465-22-0877）にて、11月4日（水）までにお申し込み下さい。

【問合せ】 小田原箱根商工会議所 飯田、内田

【FAX】 0465（22）0877 【電話】 0465（23）1811

【マイナンバー・改正派遣法対策セミナー参加申込書】

事業所名		業種
ご担当者名		役職
ご連絡先		
所在地		

【個人情報の取り扱いについて】

記載いただいた個人情報は、本セミナー参加者の把握および当方からの事務連絡などのために利用させていただき、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。